（船舶油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正）

**第三十六条**　船舶油濁損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。次号及び第十四条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同項第二号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第二項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

**第三十七条**　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（次項において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第二項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

**第三十八条**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に、「電子処理組織」を「電子情報処理組織」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第三項、第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十二項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

**第三十九条**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項の表第一号イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この表において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、「電子情報処理組織により認定」を「同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定」に改め、同表第一号ロ中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表第二号イ中「四十万七千四百円（電子情報処理組織により）」を「四十万七千四百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「十一万千円（電子情報処理組織により）」を「十一万千円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表同号ロ及び同表第三号から第五号までの規定中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表第六号イ中「十三万七千二百円（電子情報処理組織により）」を「十三万七千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「三万七千八百円（電子情報処理組織により）」を「三万七千八百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表同号ロ及び同表第七号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表同号ロ及び同表第七号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同項ただし書を削る。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

**第四十条**　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第三項及び第四項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第五項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（鉄道施設等検査規則の一部改正）

**第四十一条**　鉄道施設等検査規則（昭和六十二年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同項ただし書を削る。

別表第一号イ（1）中「電子申請の場合」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第一項、法第十一条第一項、法第十二条第三項（法第三十八条において準用する場合を含む。）又は法第三十四条の二第一項の検査の申請をする場合（以下この表において「電子申請の場合」という。）」に改める。

（船舶構造規則の一部改正）

**第四十二条**　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（次項において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第三項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正）

**第四十三条**　船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（以下この項において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

**第四十四条**　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同条各号を削る。

第七十六条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同条各号を削る。

第八十一条第一項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同項各号を削る。

第九十八条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同条各号を削る。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

**第四十五条**　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「はって」を「貼って」に改め、ただし書を削る。